

令和7年度 一般任期付職員（鳥獣保護管理、鳥獣被害防止等の専門的業務）募集要綱

1 募集人員、勤務場所

募集人員	勤務場所
1名	林務部森林づくり推進課鳥獣対策係

2 担当業務

- ・ツキノワグマの目撃情報等を基にした出没傾向の分析業務
- ・ツキノワグマの出没状況に応じた注意喚起および広報に係る技術支援
- ・ツキノワグマの生息数モニタリング調査の解析及び捕獲上限数の検討
- ・ツキノワグマの被害防止対策及び保護管理施策の研究・検討
- ・ツキノワグマの効果的な被害防止対策の実施に向けた連携体制や推進計画の立案

3 任期及び採用予定日

(1) 任期

採用の日から3年間

※ 任用期間は業務の都合や勤務実績等により採用日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合がある。

(2) 採用予定日

令和8年3月1日又は令和8年4月1日

4 応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす者

ア 学校教育法による大学、研究機関等においてツキノワグマに関する研究又は論文執筆の経験を有する者

イ 国、地方公共団体又は民間企業等（研究機関、NPOを含む。）におけるツキノワグマに関する管理業務等の職務経験を有する者

※ 鳥獣捕獲に関する資格（わな猟免許、銃猟免許）有する者及び農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録者は選考に置いて加点

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募できないものとする

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者（以下はその内容）

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・長野県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

ウ 現在長野県職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である者

5 選考方法

考査方法	内 容
小論文考査	鳥獣対策等に関する専門知識や経験等を評価する記述式考査
口 述 考 査	個別面接による考査
資 格 調 査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査

6 選考日程

項 目	日 程
募 集 期 間	別添案の施行日から令和8年2月5日（木）まで
考査実施日	令和8年2月7日（土）

7 提出書類及び提出部数（各1通）

- (1) 受験申込書（様式1）
- (2) 小論文（任意様式）

※ 上記様式は長野県のホームページからダウンロードできることとする。

8 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒380-8570（県庁専用郵便番号）長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 6 階
長野県林務部森林づくり推進課
電話 026-235-7273（直通） 又は 026-232-0111（代表）内線 3264
電子メール choju@pref.nagano.lg.jp

9 合格決定後の手続

- (1) 受験者への合否通知は、考査実施後1週間以内に行うこととする。
- (2) 職務経歴証明や卒業証明等が提出できないことにより、受験資格を欠くことが明らかになった場合は合格を取り消すものとする。
- (3) 合格決定後、最終合格者の採用辞退等により、採用予定者に欠員が生じる場合に限り、次の各号に定めるところにより追加合格者を決定することがある。
 - ア 追加合格者は、不合格者のうち合格基準を満たしている者の中から成績上位順に決定する。
 - イ 前号にかかわらず、本県への就職の意思が確認できない者を追加合格とすることはできない。
 - ウ 追加合格の決定は、当該選考の採用予定年月日まで行うことができる。
- (4) 採用予定日は原則として令和8年3月1日又は令和8年4月1日とする。なお、具体的な採用日については合格者と相談の上、決定する。